

大阪府健康づくり推進条例の概要

目的(第1条)

- ◆健康づくりの推進の基本理念を定め、府の責務、市町村との協力、府民、事業者、保健医療関係者、医療保険者、健康づくり関係機関等の役割について定める
- ◆健康づくり施策の基本的な事項を定めることにより、府民の健康づくりを総合的・計画的に推進し、府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現に寄与する

定義(第2条)

- ◆健康づくり、事業者、保健医療関係者、医療保険者、健康づくり関係機関等の用語の定義

基本理念(第3条)

- ◆府民一人ひとりが健康づくりへの関心と理解を深め、自らの心身の状態に応じた健康づくりに生涯にわたって主体的に取り組む
- ◆府、市町村、事業者、保健医療関係者、医療保険者、健康づくり関係機関等の多様な主体の連携・協働により、健康づくりを推進するための必要な支援、社会環境の整備に取り組む

府の責務、健康づくり関係機関等の役割(第4条～第11条)

<p>府の責務(第4条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆健康増進計画、歯科口腔保健計画、食育推進計画における目標設定、施策の総合的な策定・実施 ◆健康づくりの気運醸成、健康医療情報の活用など 	<p>連携及び協働(第11条)</p>	<p>事業者の役割(第7条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆従業員に対する健康づくり情報の提供、健康診査の実施など
<p>府と市町村との協力(第5条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆健康づくりの推進に関する施策の円滑・効果的な実施のための連携・協力 		<p>保健医療関係者の役割(第8条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆必要な保健医療サービスを府民が適宜受けられるよう努めるなど
<p>府民の役割(第6条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆健康づくりへの継続した取組、特定健診・がん検診・歯科検診の受診、保健医療関係者、相談支援機関の活用による自らの心身の状態把握 ◆家庭や学校・職場・地域等において健康づくり活動に参加など 		<p>医療保険者の役割(第9条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆特定健診や特定保健指導の受診しやすい環境整備など
		<p>健康づくり関係機関等の役割(第10条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆人材、情報、手法等を活用した健康づくりのために必要な取組の推進など ◆情報や活動機会の共有等による連携・協働 ◆府内大学・研究機関、企業との連携や地域資源を活かした取組の推進

健康づくりの推進に関する施策(第12条～第16条)

<p>健康教育等の充実(第12条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆学校・職場・地域における健康教育の促進、健康づくりに関する正しい知識の習得・活用に係る啓発など 	<p>歯及び口腔の健康の保持及び増進(第14条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆口腔の清掃習慣の定着、定期的な歯科検診の受診の意義の普及啓発、歯及び口腔の健康と生活習慣病の関連性に関する情報提供など
<p>食生活の改善及び運動等の実践等(第13条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆朝食をとる習慣の定着の推進、栄養バランスのとれた食事に関する普及啓発など ◆運動等を行う習慣の定着の推進、適切な休養・睡眠に関する普及啓発など ◆心の健康の保持・増進に関する普及啓発、相談支援など 	<p>喫煙及び過度の飲酒の対策の推進(第15条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆喫煙・受動喫煙・過度の飲酒が与える健康への影響に関する正しい知識の習得・活用に係る啓発など
	<p>健康診査等の受診の促進等(第16条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆特定健診、特定保健指導、がん検診等の受診促進など

推進の体制及び方策(第17条～第21条)

<p>推進会議(第17条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆多様な主体の参画により、健康づくりを推進するための会議を設置 	<p>調査等の実施(第20条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆健康づくりの推進に関する必要な調査及び研究を実施
<p>顕彰(第18条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆健康づくりの推進に関する活動に積極的に取り組む事業者・団体等を表彰 	<p>情報提供(第21条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆健康づくりに資する情報を提供
<p>年次報告等(第19条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆毎年、健康づくりの推進に関する目標の達成状況・施策の実施状況を公表 	



条例本文はこちらをご覧ください▼

大阪府健康づくり推進条例

検索

大阪府健康づくり推進条例

平成30年10月30日施行

府民一人ひとりが健やかで
心豊かに生活できる活力ある社会をめざして

生涯を通じて心身ともに健やかで生き生きと暮らすことは、府民共通の願いであり、府民一人ひとりの健康は、明るく活力に満ちた社会を支える基盤になります。

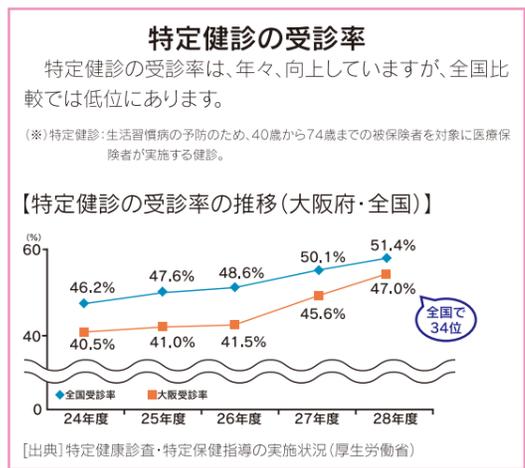
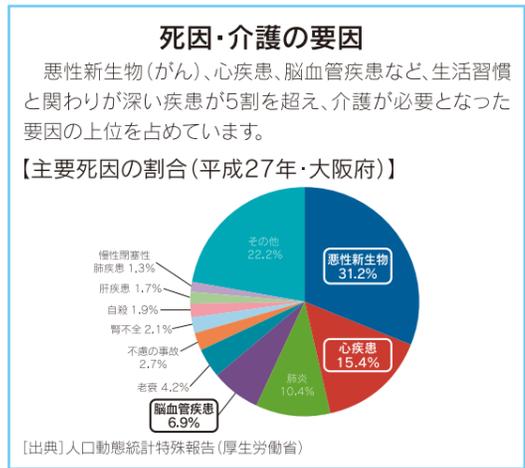
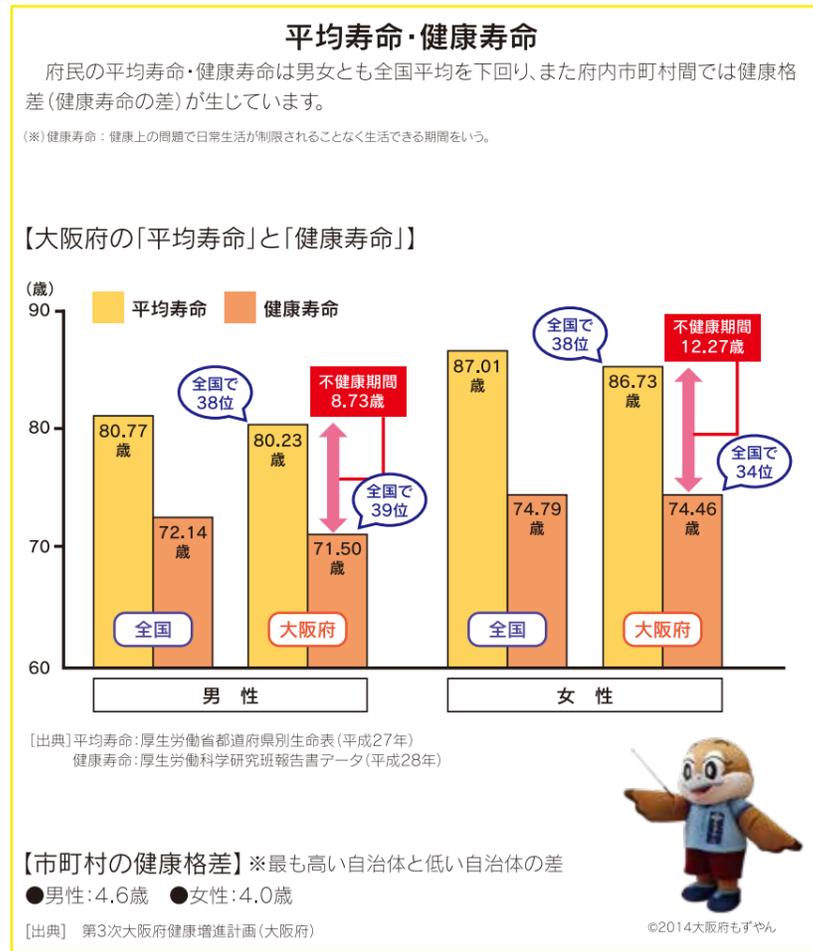
このため、府民一人ひとりが健康への関心と理解を深め、若い世代から働く世代、高齢者まで全ての世代において、生活習慣病の予防など、健康づくりに主体的に取り組むとともに、行政や事業者、保健医療関係者等の多様な主体の連携・協働により社会全体で府民の取組を支援することが必要です。

このたび、大阪府では、府民の健康づくりを積極的に支え、家庭や学校、職場、地域社会等あらゆる場所における健康づくりの気運の醸成を図り、府民一人ひとりが健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現するため、この条例を制定しました。



府民の健康状況をデータでみると...

近年の急速な少子高齢化の進展や疾病構造の変化、平均寿命の延伸等、府民の健康を取り巻く環境が大きく変化しており、府民の健康指標は、全国に比べて低い状況にあります。



具体的な健康づくり活動とは...

生涯を通じて心身ともに健やかで生き生きと暮らすためには、若い世代から働く世代、高齢者に至る各世代の身体的特性や生活・労働環境、健康に関する意識や行動等を踏まえ、それぞれの世代に応じた取組を進めることが重要です。

“ケンカツ テン” “健活10” ~健康づくり、はじめましょ!~

『健活10』(ケンカツ テン)とは、府民の皆さまに取り組みでいただきたい10の健康づくり活動のこと。さあ、今日から“もずやん”と一緒に『健活10』、はじめませんか?

©2014大阪府もずやん

- 健康に関心を持ちましょう**
- 朝ごはん & 野菜をしっかり食べましょう**
1日に野菜 350g以上
- 日頃から体を動かし運動しましょう**
1日の目標 男性 9,000歩 女性 8,000歩
- ぐっすり眠り疲れをとりましょう**
- ストレスとうまく付き合しましょう**
- お酒の飲み過ぎに注意しましょう**
1日の適量
ビールなら中瓶1本
ワインなら1/4本
- たばこから自分と周囲の人を守りましょう**
- 歯と口の健康を大切にしましょう**
毎日歯磨き 1年に1回 健診受診
- けんしん(健診・検診)を受けましょう**
がん検診
- 病気が見つかったらきちんと治療しましょう**

条例のポイントは...

府民の健康寿命を延伸し、市町村間の健康格差の縮小を図るため、「大阪府健康づくり推進条例」を制定し、府民一人ひとりの健康状況の改善に向けて、多様な主体の連携・協働、大阪の特徴を活かした取組、健康づくりの普及啓発と気運醸成を進めます。

多様な主体の役割の明確化と連携・協働の推進

- ◆府の責務をはじめ、市町村や保健医療関係者、医療保険者、事業者、府民等の多様な主体の役割を明確化します
- ◆各主体間の積極的な連携・協働を推進します

大阪の特徴を活かした取組の推進

- ◆府内に集積する大学・研究機関との連携や地域資源を活用します

健康づくりの普及啓発と気運醸成

- ◆若い世代から働く世代、高齢者までそれぞれの健康状態にあった健康づくりの実践・健診の受診促進等の普及啓発を行います
- ◆家庭や学校、職場、地域社会等、あらゆる場における健康づくりの気運醸成を図ります

府民の皆さまへ

ひとりで『健活10』(ケンカツ テン)に取り組むことは難しい!とお考えの府民の皆さま!ぜひ、行政や民間企業、保健医療関係者等、多様な主体が提供する健康づくり活動を積極的にご活用いただき、楽しみながら健康づくりに取り組みましょう!(下記は一例です)

『ヘルシーメニュー(V.O.S.メニュー)』を提供している飲食店等を活用しましょう!

○外食時はぜひ、V.O.S.メニューなど、ヘルシーメニューを食べてみませんか?

(※)V.O.S.メニュー：野菜(120g以上)・油(脂肪エネルギー比率30%以下)・塩(食塩相当量3g以下)に配慮したヘルシーメニュー(府が承認)

『特定健診・がん検診・歯科検診』を受診し、自分の心身の状態を把握しましょう!

○特定健診は40歳から74歳の方が対象です。詳細は、加入している医療保険者(全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険など)にお問い合わせください。
○がん検診・歯科検診はお住まいの市町村にお問い合わせください。

受診間隔 ●特定健診、歯科検診：年に1回 ●大腸、肺がん検診：年に1回 ●胃、乳、子宮頸がん検診：2年に1回

『学校・職場・地域等』で実施する健康づくり活動に積極的に参加しましょう!

○学校や職場で実施する健診等は必ず受診しましょう。
○自治会や民間企業等が実施するセミナーやウォークラリー等に参加してみませんか?